

## 公益財団法人 伊豆保健医療センター 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年3月1日 ～ 令和8年2月28日までの5年間

2. 内容

目標1: 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

- (1) 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備、育児休業期間中の代替要因の確保や業務内容、業務体制の見直し
- (2) 子どもを育てる労働者が利用できる事業所内保育施設の運営
- (3) 育児・介護休業法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

- 〈対策〉
- ・男性の育児休業取得について周知をするとともに取得促進を図る。
  - ・労働者の児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件の関する事項について周知。
  - ・育児休業中の労働者に対し、復帰後の配属先等について、所属長と事務局企画管理課にて面談を行う。
  - ・労働者が利用できる事業所内託児所の充実運営。
  - ・出産育児休業取得案内を作成、職員に配布し周知を図る。

目標2: 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

- (1) 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備、育児休業期間中の代替
- (2) 子どもを育てる労働者が利用できる事業所内保育施設の運営

- 〈対策〉
- ・職員が利用しやすい短時間勤務制度の拡大を図る。
  - ・ノー残業デーの実施及び変形労働時間制の有効的活用。
  - ・リフレッシュ休暇の連続取得、各部署ごとに年休取得奨励日を設定する。

以上